

愛知県健康づくり推進協議会がん対策部会開催要領

(目的)

第1 愛知県健康づくり推進協議会開催要綱第5の規定に基づき、がん対策の推進を図るため、愛知県健康づくり推進協議会にがん対策部会（以下「部会」という。）を置く。

(協議事項)

第2 部会は、前項の目的のために次の事項を所掌する。

- (1) がん対策の課題と方策に関すること
- (2) がん対策の評価に関すること
- (3) 検診の効果的な実施に関すること
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公衆衛生関係団体の者
- (3) 関係行政機関の者
- (4) 患者等団体の者
- (5) その他必要と認める者

(臨時構成員)

第4 部会には、特定の事項を協議するために必要があると部会長が認める場合は、臨時構成員を加えることができるものとする。

2 臨時構成員は、部会長が必要と認めた場合に出席するものとする。

(運営)

第5 部会に部会長を置き、部会長は、構成員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故がある時は、あらかじめ部会長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- 4 部会長は、必要に応じ、部会に関係者の出席を求めることができる。

(検診精度管理委員会)

第6 部会には、検診の実施方法、精度管理のあり方等を専門的見地から検討し、検診の効果的な実施を図るため、胃がん検診精度管理委員会、大腸がん検診精度管理委員会、肺がん検診精度管理委員会、乳がん検診精度管理委員会、子宮がん検診精度管理委員会の5つの検診精度管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 検診の評価、実施方法に関すること
- (2) 検診実施機関の精度管理に関すること
- (3) その他検診の効果的な実施に関すること

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の者
- (3) その他必要と認める者

(委員会の運営)

- 第7 委員会に委員長を置き、委員長は、構成員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
 - 3 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長の指名する構成員が、その職務を代理する。
 - 4 委員長は、必要に応じ、委員会に関係者の出席を求めることができる。
 - 5 委員長は、必要に応じ、症例検討会を開くことができる。
 - 6 委員長は、症例検討会に、関係の構成員及び関係者の出席を求めることができる。

(会議の特例)

- 第8 部会長が緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない理由がある場合には、構成員に議事の概要を記載した書面を送付し、その意見を徴し又は賛否を問うことにより部会の開催に代えることができる。
- 2 前項の規定は、委員会について準用する。その場合には規定中、「部会長」とあるのは「委員長」と、「部会」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

- 第9 会議の庶務は、保健医療局健康医務部健康対策課において処理する。

(雑則)

- 第10 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会議に諮って定める。

附 則

この要領は平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年8月3日から施行する。